

令和4年度・第33回農業委員会総会進行

開催日 令和4年12月23日(金) 13:00～14:30

開催場所 薩摩川内市セントピア

出席委員(17名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	枇杷 繁	2	谷山 隆信	3	山路 一浩
4	西 裕一郎	5	乙須 紀文	6	岸 広光
7	小城 義己	8	梶原 拓二	9	下茂 正憲
10	木場 祐二郎	11	新屋 純子	12	薬師寺 しげ子
13	磯道 博和	14	小園 光男	15	峯元 敏郎
16	中島 弘和	17	永留 智史	18	高橋 百合恵
19	別府 生次				

欠 員(0名)

欠席委員(2名)

遅刻委員(0名)

出席推進委員(20名)

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	田島 征男	22	竹田 栄次	23	永吉 康之
24	箱川 滋三	25	福壽 久雄	26	有馬 康夫
27	武田 芳久	28	古川 梓	29	土小川 文男
30	牧田 信一	31	高木 成寛	32	濱田 勉
33	高橋 公和	34	奥 透	35	鶴屋 賢了
36	田中 浩徳	37	木場 貞実	38	濱田 義博
39	鬼塚 幸男	40	永留 直志	41	中野 政弘

欠席推進委員(1名)

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原G長・平野G員・泉G員
中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長(農業委員会会長) _____ ⑩

議事録署名者 11番 _____ ⑩

12番 _____ ⑩

議事録作成者 局長代理 _____ ⑩

令和４年度 第３３回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

５ 報 告

- 報告第 115号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第 116号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 117号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 118号 農地転用事実証明願の専決処分について

６ 議 事

- 議案第 378号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 379号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 380号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 381号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 382号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 383号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 384号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第 385号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について
- 議案第 386号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

７ その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【 1 3 : 0 0 開 会 】

会 長 （第 3 2 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」）

議 長 ただ今から、第 3 3 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 定数 1 9 名、現在員数 1 9 名、出席委員 1 7 名、欠席委員は 2 名で、6 番：岸 広光委員と 1 3 番：磯道 博和委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は 2 0 名です。

以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の 1 ページをご覧ください。

1 1 月 2 9 日に農業者等と農業委員会との意見交換会が樋脇町藤本コミセンで開催され、会長、樋脇地域の委員が出席されております。

1 2 月 5 日、令和 4 年度第 1 回臨時総会、1 2 月定例常設審議委員会、情報事業意見交換会がマリンプレスかごしまで開催され、会長が出席されています。

8 日と 9 日が定例の現地調査が行われました。

次に、1 3 日は、第 3 2 回運営委員会、農地利用最適化推進委員選考委員会が本庁舎 1 0 2 会議室で開催され、会長、運営委員が出席されております。

同日、農業者年金合同地区別会議が薩摩農村環境改善センターで開催され、加入推進部長が参加しています。

1 8 日は、高城産業用地整備工事安全祈願祭が、高城町産業用地で開催され、下茂代理が出席されています。

2 1 日は、土地開発公社理事会が本庁舎 6 0 2 会議室で開催され、下茂代理が出席されています。

そして、本日第33回農業委員会総会が薩摩川内市セントピアでの開催となっております。以上、説明を終わります。

議長 只今報告がありましたが、他に何か、ご質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
11番：新屋 純子（しんや じゅんこ）委員
12番：薬師寺 しげ子（やくしじ しげこ）委員にお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第115号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第115号を説明いたします。資料は2ページをご覧ください。位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号8番から10番までの3件です。登記地目 田3筆785㎡の届出がありました。

内容といたしましては、8番が自作農地の一部に農業用倉庫を建築するものです。9番と10番は盛土をして、畑として農地の有効利用を図るための届出となります。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領3の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第115号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第115号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第 115 号を終わります。

報告第 116 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理

報告第 116 号を説明いたします。資料は 3 ページから 5 ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 77 番から 87 番までの 11 件です。登記地目、田 18 筆 15,702 m²の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号 78 番から 80 番と 82 番、83 番の 5 件です。

薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 116 号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局より報告第 116 号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

質疑がありませんので、報告第 116 号を終わります。

次は報告第 117 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理

報告第 117 号を説明いたします。資料は 6 ページから 7 ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号 83 番から 89 番までの 7 件で、登記地目 田 7 筆 4,892 m²、畑 6 筆 3,075 m²、合計 13 筆 7,967 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 117 号に係る説明を終わります。

議 長 　　ただ今、事務局より報告第 1 1 7 号の説明が終わりました。これにつきまして、ご質疑、ご意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 　　質疑がありませんので、報告第 1 1 7 号を終ります。
次に、報告第 1 1 8 号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 　　報告第 1 1 8 号を説明いたします。資料は 8 ページをご覧ください。

　　今月は、受理番号 6 番から 9 番の 4 件で、登記地目 田 5 筆 1, 8 2 8 m²の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

　　許可年月日、転用目的については、それぞれご参照ください。

　　いずれも、転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

　　なお、現地確認については、永留智史委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

　　以上で、報告第 1 1 8 号に係る説明を終わります。

議 長 　　ただ今、事務局より報告第 1 1 8 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 　　質疑がありませんので、報告第 1 1 8 号を終ります。
それでは、会次第 6 の議事に入ります。
先ず、議案第 3 7 8 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 　　議案第 3 7 8 号を説明いたします。資料は、9 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備

考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号 16 番の 1 件で、登記地目 畑 4 筆 3 2 9 m²の申請がありました。

内容といたしまして、16 番は、一般住宅の目的で申請されるものです。現地調査を実施したところ、申請地となる畑が、耕作されていない部分が見受けられたため、境界を確定後は、畑として、耕運して、いつでも耕作できる状態とするよう、調査の際、指導をしていただきました。

また、519 番 21 雑種地 0.76 m²と一体利用で総面積 329.76 m²となります。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 368 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 3 番、山路が、16 番を報告します。
12 月 8 日、武田推進委員と事務局、梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 7 ページ、調査表 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は、申請地を含む農地全体として、畑として利用されていない部分があったため、申請代理人に農地として残地する部分については、農地として利用可能な状態にするよう指導しました。

また、隣接する雑種地と一体利用で一般住宅と通路を建設する予定です。

自作農地の管理以外については、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 378 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第 378 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 379 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 379 号を説明いたします。資料は 10 ページから 12 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 94 番から 100 番までの 7 件で、登記地目 田 6 筆 3,017 m²、畑 3 筆 717 m²、合計 9 筆 3,734 m²の申請がありました。

内容について説明いたします。受理番号 94 番から 96 番及び 99 番は、共同住宅と駐車場、特定建築条件付売買予定地、一般住宅の目的で申請されるものです。

受理番号 97 番、98 番及び 100 番は、貸駐車場、駐車場、資材置場で申請されるものです。

94 番は、水路の一部 19.77 m²と一体利用で総面積 1,594.77 m²となります。

96 番は、4652 番 1 雑種地 174 m²と一体利用で総面積 460 m²となります。

99 番は、仮換地実測面積 243.00 m²となります。

以上 7 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 379 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 5 番、乙須が 9 4 番を報告いたします。

去る、1 2 月 9 日、武田推進委員と杉安・平野職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図 8 ページ、調査票 5 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法慣例法令には抵触せず、許可相当と判断しました。以上です。

永留委員 9 5 番を報告いたします。

1 2 月 9 日、永留推進委員と事務局 長沼職員・中城職員で現地調査を実施しましたので報告します。

位置図 9 ページ、調査表 6 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

申請書に添付してあります被害防除計画には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

山路委員 3 番、山路が、9 6 番を報告いたします。

調査日・調査員は先ほど述べたとおりです。

9 6 番は、位置図 1 0 ページ、調査表 7 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

隣接する雑種地と一体利用して、一般住宅を建設する予定です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内用は調票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

梶原委員 8 番、梶原です。9 7 番を報告いたします。

去る 1 2 月 8 日、高木推進委員と、事務局泉・中城職員と現地調査をしましたので、報告いたします。

位置図 1 1 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。

申請地の現況は畑で管理されていました。

今回、受け人が隣接していた事業の為の駐車場として利用したく購入するもので、申請の被害防除計画には妥当性があります。

現地調査の内容は報告書に記載している通りです。以上により、9 7 番の申請には妥当性があり、問題ないと考えます。以上です。

岸 委員 天候不良のため、フェリー及び高速船が欠航となりましたので事務局が、岸委員に代わって、９８番を報告いたします。

去る１２月１日、岸委員・磯道委員、甌島振興局の巡田職員を現地調査を実施しました。

位置図は１２ページ、調査表９ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。駐車場を整備する計画です。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は調査表に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

乙須委員 ５番、乙須が、９９番と１００番を報告いたします。

調査日・調査員は先程のとおりです。

まず９９番は、位置図１３ページ、調査表１０ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。

次に１００番は、位置図１４ページ、調査表１１ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第３７９号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第３７９号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次に、議案第３８０号「農地法第５条の規定による農地等の賃

借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 380 号を説明いたします。資料は 13 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 101 番の 1 件で、登記地目 田 1 筆 481 m²の申請がありました。

内容について説明いたします。受理番号 101 番は、市内で不動産業を営む法人が、申請地を借り受け、貸家住宅を整備するものです。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 380 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終了しました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 17 番、永留が 101 番を報告いたします。
調査日・調査員は先程のとおりです。
位置図 15 ページ、調査表 12 ページをご覧ください。
また、権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調査要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終了しました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 380 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。
議案第 380 号については、許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次は、議案第 3 8 1 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 3 8 1 号を説明いたします。資料は 1 4 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 1 0 2 番及び 1 0 3 番の 2 件で、登記地目 畑 2 筆 6 0 4 m²の申請がありました。

内容といたしましては、受理番号 1 0 2 番及び 1 0 3 番は、市内在住の個人がそれぞれ、申請地を借り受け、一般住宅の目的で申請されるものです。

以上 2 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 3 8 1 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 1 7 番、永留が、1 0 2 番を報告いたします。
位置図 1 6 ページ、調査表 1 3 ページをご覧ください。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

乙須委員 5 番、乙須が、1 0 3 番を報告いたします。
調査日・調査員は先程のとおりです。
1 0 3 番は、位置図 1 7 ページ、調査表 1 4 ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです

議 長 只今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

枇杷委員 両方とも、使用貸借ということですが、親族関係とか、なんかあるんでしょうか。まったくの他人で使用貸借ですか。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、権利取得後の下限面積並びに集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第382号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 5番、乙須が89、90番を報告します。
調査日・調査員は先程のとおりです。
まず89番は、位置図18ページ、調査表15ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で保全管理されていました。
権利取得者は新規就農のための権利取得であり、営農計画書が添付され、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。
次に90番は、位置図19ページ、調査表16ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。
権利取得者は新規就農のための権利取得であり、営農計画書が添付され、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

永留委員 17番、永留が、91～94番を報告します。
調査日・調査員は先程のとおりです。
91番は、位置図20ページ、調査表17ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されています。
92番は、位置図21ページ、調査表18ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されています。
93番は、位置図22ページ、調査表19ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されています。
94番は、位置図23ページ、調査表20ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されています。
権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相

当と考えます。以上です。

山路委員 3 番、山路が、9 5 番と 9 6 番を続けて報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

9 5 番は、位置図 2 4 ページ、調査表 2 1 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されており、取得後は、野菜等と作る予定です。

9 6 番は、位置図 2 5 ページ、調査票は 2 2 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。飼料作物を作る予定です。

それぞれ、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

小園委員 1 4 番、小園が、9 7 番を報告いたします。

去る 1 2 月 8 日、古川委員と、事務局の泉・中城職員と現地調査を行いましたので、報告いたします。

位置図 2 6 ページ、調査表 2 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は田で、現在も耕作されています。

また、権利取得者は、規模拡大のための権利取得で、引続き、水稻耕作予定で全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

岸委員 岸委員に代わり、事務局が報告いたします。

9 8 番及び 9 9 番を報告いたします。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

9 8 番は、位置図 2 7 ページ、調査表 2 4 ページをご覧ください。申請地の現況は、田と畑で耕作及び保全管理されており、取得後は、野菜等と作る予定です。また、譲受人は、県外に住まわれていますが、本市へ移住を計画しており、住まわれる居宅もすでにリフォームに着手済であることを確認しております。また、新規営農であるため、営農計画書添付です。

9 9 番は、位置図 2 8 ページ、調査票は 2 5 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていました。野菜を作る予定です。

新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得者は親からの贈与であり、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

次に１０１番は、位置図３０ページ、調査表２７ページをご覧ください。申請地の現況は、田で耕作されていました。

権利取得者は姉からの贈与であり、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

山路委員 ３番、山路が、１０２番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図３１ページ、調査表２８ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されていました。規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第３７３号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 （挙手）

議長 賛成全員であります。議案第３８３号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第３８４号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号１５４番から１５６番です。

先ず、議事参与案件を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原Ｇ長 議案第３８４号を説明いたします。資料は１９ページから２２

今月の申請は、田 20, 935 m²、畑 498 m²、合計 21, 433 m²の申請がありました。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号１５３番、１５７番から１６２番については、申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 384 号議事参与案件を除く、受理番号 153 番、157 番から 162 番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第 384 号、議事参与案件を除く受理番号 153 番、157 番から 162 番は原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第 384 号受理番号 154 番から 156 番に係る議事参与案件について審議に入ります。

木場祐二郎委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員 (退席・退室)

議長 議案第 384 号受理番号 154 番から 156 番に係る議事参与
案件につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」を受け
る議案第 3 8 4 号受理番号 1 5 4 番から 1 5 6 番に係る利用権設
定の受人が、当委員会農業委員の木場委員の御子息ですので、内

受理番号１５４番から１５６番の申請内容を農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

議長　　ないようですので、採決いたします。

域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記となります。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第385号は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 　賛成全員であります。議案第385号は、原案のとおり意見決定されました。

議案第385号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第386号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 　議事参与案件を除く案件について説明いたします。

今月の申請は、畑10,687㎡の申請がありました。中間管理権設定9件中、認定農業者に係る案件は分は0件です。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき、農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。
以上で説明を終わります。

議 長 　ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

西委員 　４番、西です。この賃借料の考え方を、何故こんな風になったのか教えて下さい。

梶原 G 長 　借り受人は同じ人なんですが、中間管理権の場合は農地所有者もどんな風に貸すという希望を出して、無償で借りるとか有償で借りるとか基本的に出して、中間管理機構との貸し借りで成立するものですから、その前にお互いの話し合いで無償にしますとか、一反あたりいくりにしますということでの契約に基づいて結ばれているものになります。話し合いの結果、有償のところもあるし、無償のところもあるし、一律性がないというのは、確かにそんな感じはするんですが、そういうことで、話し合いのもと、決められた価格です。

西委員 　個々に決められた価格であるということですね。

梶原 G 長 　そうです。

西委員 　はい、わかりました。

議 長 　よろしいですか。そのほかに、何かございませんか。

委員・推進委員 　（なしの声あり）

議 長 　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第３８６号は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 　（挙 手）

議 長 　賛成全員であります。議案第３８６号は、原案のとおり意見決定されました。

議案第３８６号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

議 長 　それでは、事務局から何かございませんか。

事務局

(なしの声あり)

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

下茂委員 9 番下茂です。

1 2 月 1 8 日に、高城産業用地の水道工事に係る安全祈願祭が行われましたので報告致します。発注者は薩摩川内市土地開発公社、受注者は植村南日本運輸建設特定建設工事共同企業体となっております。

それから、1 2 月 2 1 日に、同じく理事会が行われまして、常務理事の選任と担当理事の選任が行われております。

それから、久見崎未来ゾーン、高速道路、高城産業用地の地図があるんですが、もしご覧になりたいとい方は、休憩時間にでも私のところに見に来てください。

議 長 他にございませんか。

委 員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 次に事務局より、行事日程をお願いいたします。

局長代理 本日配布資料の中にあります、来月総会日程と 3 か月行事予定表についてご説明いたします。

まず、現地調査ですが、1 月は 11 日(水)が本庁で、1 0 日(火)が各支所の現地調査になります。議案発送は 1 月 1 8 日(水)です。1 月総会につきましては、1 月 2 5 日(水)で、午後 1 時から、セントピアを予定しています。2 月総会は 2 月 2 4 日(水)午後 1 時から、セントピアとなっております。

続いて、裏面をご覧頂きたいと思います。3 か月の主要行事予定です。1 月から 3 か月です。1 月 4 日は仕事始め、それから、7 日土曜日ですが、かごしま新規就業、就業相談会が鹿児島県民交流センターで開催予定です。薩摩川内市からも、農業委員会からも出席致します。1 0 日は、1 月定例常設審議委員会、1 0 日、1 1 日が現地調査、支所と本庁です。1 3 日が、第 3 3 回農業委員会運営委員会です。2 5 日が総会。3 1 日が 2 月総会の申請書締切りとなっております。

それ以外のその他の行事は今後の予定等にお役立てください。

議長　ただ今、事務局の説明がありました。他に何かありませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長　　ないようですので、これをもちまして第３３回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理　皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 1 4 : 3 0】